

大分県警察告訴・告発対応室の設置について

平成25年3月5日
大通達甲（刑）第1号
大通達甲（生）第1号
大通達甲（交）第1号
大通達甲（備）第1号
大分県警察本部長から本
部各課・所・隊・室長、
警察学校長、各警察署長
宛て

（概要）

この要綱は、大分県警察告訴・告発対応室の体制、運営等及び告訴・告発の取扱いについて必要な事項を定めたものである。